

「チャイナ内需関連株式ファンド」の繰上償還のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が運用する「チャイナ内需関連株式ファンド」（以下、当ファンド）について、2015年8月12日、当ファンドの繰上償還を決定しましたのでご報告いたします。

受益者の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 繰上償還決定の背景について

当ファンドは、2015年7月30日以降、購入・換金の申込み受付けを中止させていただいております。純資産残高が著しく減少している状況下、購入・換金の申込み受付けを再開し、解約申込みを受け付けた場合、再び基準価額に大幅な変動が発生し、受益者間の公平性が損なわれる可能性が高く、真にやむを得ない事情に該当すると判断し、当ファンド信託約款第40条*に基づき、書面決議による決議を経ずに繰上償還を実施することを決定しました。

*2ページ 信託約款（抜粋、要約）ご参照

2. 繰上償還に向けた今後のスケジュールについて

- (1) 速やかに、当ファンドが保有している有価証券の全額売却を行い、信託財産の現金化を図ります。
- (2) 繰上償還日 2015年8月31日
- (3) 償還代金のお支払い 2015年9月1日以降、販売会社の定める日にお受け取りいただけます。

3. 2015年7月28日の基準価額の変動について

大量の解約と中国株式市場の大幅な下落が重なったことが、基準価額の下落率が大きくなった要因です。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用しており、中国株式市場等に投資する投資信託（以下、組入れファンド）を購入することにより運用しております。

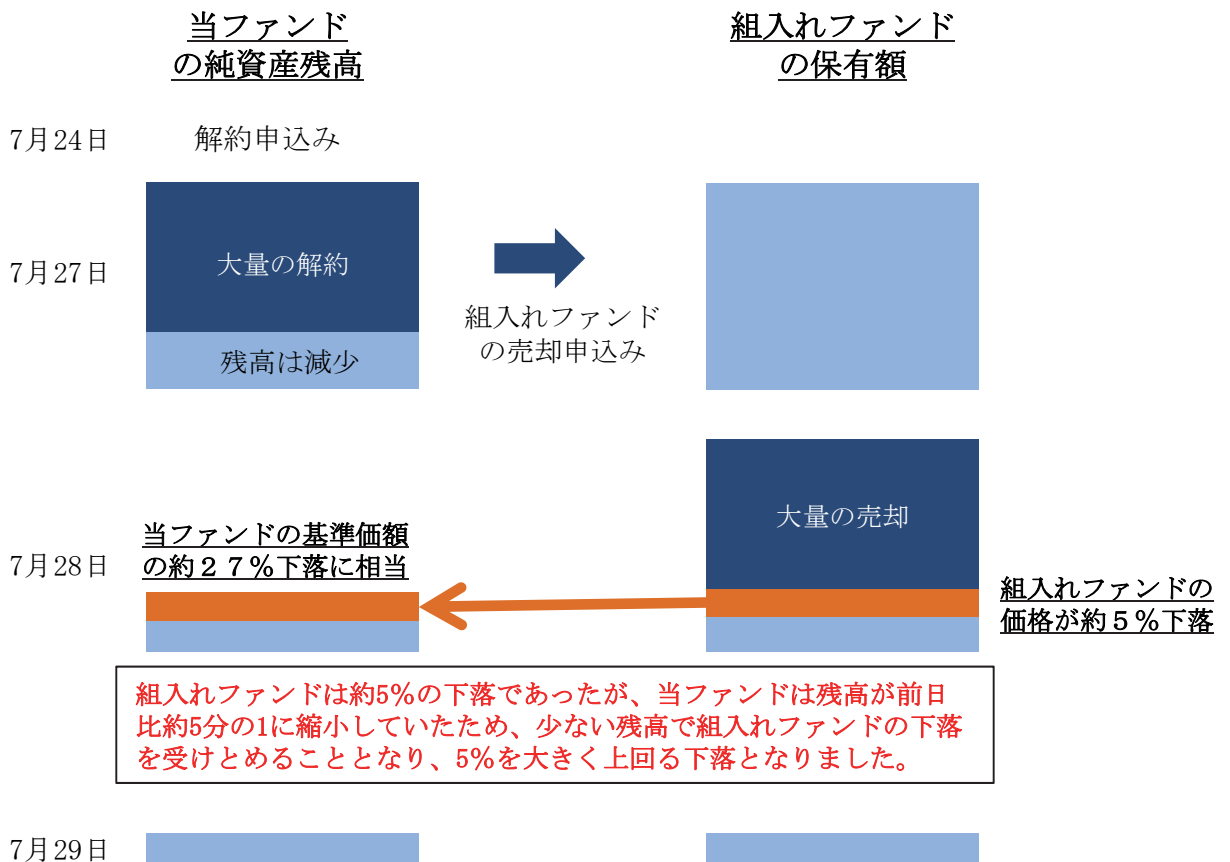
7月24日、当ファンドにおいて残高の80%強に相当する解約申込みがあり、これに対応するため7月27日に組入れファンドの売却の申込みを行いました。運用の仕組み上、当ファンドの解約と組入れファンドの売却の取引計上日に1営業日のずれがあること等から、この大量の解約により7月28日は当ファンドの純資産残高対組入れファンドを多く保有する状態になっておりました。

この状態において、中国本土株式市場が7月27日に急落（7月28日の基準価額に影響）し、組入れファンドの価格が約5%の下落となったことにより、結果として当ファンドの基準価額の下落幅は大きくなりました（前日比基準価額下落率約27%）。

当ファンドと組入れファンドの取引計上のタイミング

| | 当ファンド | 組入れファンド |
|-------|---------|---------|
| 7月24日 | 解約申込日 | |
| 7月27日 | 解約価額適用日 | 売却申込日 |
| 7月28日 | 解約反映日 | 売却価格適用日 |
| 7月29日 | | 売却反映日 |

当ファンドと組入れファンドの資産残高のイメージ図



組入れファンドは約5%の下落であったが、当ファンドは残高が前日比約5分の1に縮小していたため、少ない残高で組入れファンドの下落を受けとめることとなり、5%を大きく上回る下落となりました。

信託約款（抜粋、要約）【信託契約の解約】

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ⑤ (書面による決議の規定は、) 委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(書面による決議を行うことが) 困難な場合も同様とします。

ご不明な点は下記にお問い合わせください。
 フリーダイヤル： 0120-88-2976
 受付時間： 営業日の午前9時～午後5時